札 障 第　1 2 6 9 号
平成 18 年(2006 年) 9 月 14 日

障害者自立支援法に地域の声を届けよう北海道実行委員会
実行委員長　坂内　洋士　様

札幌市長　上田　文雄

障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書への回答について

先にご依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

担当	〒060-8611　札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所　障がい福祉課　施策調整担当係長　沼田 Tel 011-211-2936 / Fax 011-218-5181 e-mail:shogai.fukushi @ city.sapporo.jp

回答様式（障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書）

要望事項	**1. 認定調査と審査会決定について** **(1) 106 項目の調査内容及び第一次審査と第二次審査にともなう決定事項について申請者に、その情報を提供してください。** **(2) 新事業体系に移行する 10 月以降において、障害者がサービスを利用するに当たって支障のないようにしてください。**
回答	（1）これまでもご説明しておりますが、決定内容について申請者からご質問があれば、各区において説明いたします。 （2）障がい者の福祉サービスが新体系に移行しても、これまでどおりサービスの利用が必要な方には利用していただくというのが、札幌市の考え方です。 （障がい福祉課自立支援推進担当係）

回答様式（障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書）

要望事項	**2. 福祉サービスの提供等について** **(1) 札幌市として障害者のサービス利用状況等の影響調査を実施し、市独自の減免措置を検討してください。** **(2) 障害者の地域生活を後退させないために、これまで実施してきたサービス量を引き続き確保してください。** **(3) 新規申請であっても他の障害者と公平に、その障害者に必要なサービスを提供してください。** **(4) 引き続き障害者の地域生活に必要なサービスの整備と確保に努めてください。**
回答	（1）障害者自立支援法は、色々な面で従来の障がい者福祉サービスの仕組みを変更するものです。状況を見極めるには、ある程度の時間が必要ですが、新制度の一定の評価を踏まえて、必要な措置を講じて行きたいと考えております。 （2）（3）（4）障がい者福祉サービスが新体系に移行しても、サービスの利用が必要な方には、利用していただくというのが、札幌市の考え方であり、新規申請者についても障害程度区分に応じ、必要なサービスを提供いたします。 （障がい福祉課自立支援推進担当係）

回答様式（障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書）

要望事項	**2. 福祉サービスの提供等について** **(5) 札幌市としては、地域移行型グループホームへの移行をもって障害者が地域生活を実現したものとしないようにしてください。** **(6) 札幌市としては、精神障害者退院支援施設をもって精神障害者の社会的入院の解消を図ったことがないようにしてください。** **(7) 特別の事情があって精神障害者退院支援施設を認めた場合は、そこでの生活について、以下の項目に留意した対応をするようにしてください。** **①入院生活と同様の束縛と管理をせず、地域生活に準じた自由な環境を確保してください。** **②国が示した期限内退所を厳守するとともに、退院支援施設と地域移行型グループホーム間での入退去の繰り返しがなされないようにしてください。** **(8) 10 月以降の事業所への支払いに遅延を生じないようにしてください。また、遅延が生じた場合は、各事業所へその運営に支障が生じないように対応してください。**
回答	(5) 「地域移行型ホーム」は、地域生活へ移行するための経過的な居住の場として位置づけられております。これは、地域生活に移行するための第一歩であるという考え方であり、地域移行の途上・過程で利用いただくものでありますので、このような考えに沿って対応していきたいと考えております。 このことにつきましては、北海道にも伝えたいと思います。 （障がい福祉課精神保健福祉係） (6)(7) （一括して）このような要望がありましたことを北海道に伝えたいと思います。 （障がい福祉課運営指導担当係） (8) 制度移行の際の事務処理には、混乱が生じないよう、現在、準備を進めているところです。 （障がい福祉課自立支援推進担当係）

回答様式（障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書）

要望事項	**3. 地域生活支援事業等の実施について** **(1) 札幌市が実施主体として実施する地域生活支援事業の実施内容については、障害当事者及びその家族等の現場の声とニーズ等の地域特性踏まえて障害のある札幌市民の暮らしを守る責任と立場から実施内容を検討してください。** **(2) 移動支援の実施に当たっては、障害児（者）の生活に必要な通園、通学及び福祉的就労への通勤に利用できるようにしてください。** **(3) 地域生活支援事業で実施するすべての事業において、利用者負担の導入はしないでください。**
回答	(1) 地域生活支援事業につきましては、現行の各種サービスから新サービスへの利用者の移行が円滑に行われるよう配慮しながら、財政的にも実行可能な水準を目指して検討しております。 自立支援給付とのバランス、他都市の状況、地域のニーズ等を踏まえ、適切な施策の実施に努めてまいりたいと考えております。 （障がい福祉課障がい在宅福祉係、就業・相談支援担当係） (2) 移動支援については、障がい者の社会参加を確保する観点から、障がい者への交通費助成のあり方、教育現場における支援、企業の就労支援等も含む総合的な検討が必要になるものと判断しております。 利用者による費用負担のあり方について、事業費の 1 割の負担を原則としつつも、低所得の方に限った時限的な軽減措置も検討しているところでありますが、適用範囲につきましては、現行の外出支援と同様の範囲を想定しており、経済活動ばかりでなく、通園、通学についても適用範囲に含めないこととしておりますことにご理解をいただきたいと考えております。 （障がい福祉課障がい在宅福祉係） (3) 地域生活支援事業は、事業の内容を勘案して利用者負担のあり方を検討しております。多くの事業については、1 割負担を基本としておりますが、相談支援事業をはじめとして、事業の性質上、利用者にご負担いただくことになじみにくい事業や、事業者と利用者の自主的な協議により必要な実費のみをご負担いただくことが適切な事業もありますので、個別に利用者負担を定めることとしております。（障がい福祉課障がい在宅福祉係、就業・相談支援担当係）

回答様式（障害者自立支援法の施行に関する要望・意見書）

要望事項	4. **その他** **(1) 今年度予算執行に当たって障害者自立支援法実施に伴い道費が入ることから軽減される障害福祉予算の処理とその理由を教えてください。** **(2) 第一次審査と第二次審査の実施に伴うそれぞれの障害種別による程度区分の決定と変更状況及びその理由を教えてください。**
回答	（1）障害者自立支援法によってサービスの体系と国、都道府県、市町村の財政負担の割合も変わり、国 2/4（変更なし）、道 0→1/4、札幌市 2/4→1/4 となっております。 　このように見ると、確かに札幌市の負担は減少しますが、同時に、国から各自治体へ交付している地方交付税も国から北海道への交付分が増額されることになり、その分、札幌市の交付分が減額されることになります。 　つまり、札幌市の障がい福祉サービスに係る財政負担が減った分、地方交付税という財源が同じだけ減少したという結果になっております。 （2）サンプルが非常に少ないので、不完全ではありますが、一応、8 月上旬に調査した段階における障がい者別の障害程度区分の分布状況は以下のとおりです。

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	変更率
身体	0.0%	10.0%	29.9%	25.2%	10.5%	6.6%	17.8%	15.0%
知的	0.0%	4.9%	17.0%	32.5%	23.3%	14.1%	8.1%	62.5%
精神	0.0%	20.8%	45.3%	26.4%	7.5%	0.0%	0.0%	47.2%

（障がい福祉課自立支援推進担当係）